参考 1

配偶者同行休業に伴う代替職員採用制度（任期付採用）の概要

根拠法令	地方公務員法第２６条の６第７項及び第８項
制度導入	必要とする区が条例で定めることにより、導入できる。
採用することができる場合	以下のいずれも満たす場合とする。 ①配偶者同行休業の取得又は期間延長の申請があった場合 ②職員の配置換えその他の方法では配偶者同行休業を申請した職員の業務処理が困難であると任命権者が認める場合
採用の方法	人事委員会からの委任を受けた任命権者の選考による。
選考の方法	筆記試験、書類審査、面接を基本とする。
採用する職務の級	１級職とする。
任期	配偶者同行休業の申請期間（３年）を限度とする。
定数	定数内として取り扱う。
給与	任期の定めのない職員と同様とする。ただし、昇格は実施しない。